明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○使用済燃料再処理機構に関する省令（経済産業八九）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委五六）　五

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四五五、四五六、四五八）　五

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同四五七）　五

○東ティモール民主共和国における社会的包摂、多層的ガバナンス及び法の支配強化のための選挙支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（外務三三七）　五

○保安林の指定をする件（農林水産一六〇一、一六〇二）　六

○保安林の指定を解除する件（同一六〇三～一六〇六）　六

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六〇七～一六一四）　六

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業二二四）　七

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同二二五）　七

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同二二六）　七

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件（同二二七）　八

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（同二二八）　八

○水先人に免許を与えた件（国土交通九五三）　八

○佐多対空射撃場水域及び静内対空射撃場水域における漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛一七三）　八

○道路に関する件（東北地方整備局一八三）　九

○道路に関する件（関東地方整備局二七五）　九

○道路に関する件（北海道開発局二〇八～二一二）　九

〔人事異動〕

内閣法制局　法務省　九

〔官庁報告〕

法　務

再審による無罪判決の公示（玉名簡易裁判所）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等

平成二十七年度共済組合の決算（法務省・刑務）関係　二九

会社その他　三一